

基本手当に相当する退職手当等請求書

基本 本 手 当	<p>申告事項 正しく申告すること。偽りの申告をした場合には詐欺罪として処罰されることがあります。</p> <p><u>全てにチェックがつかないと請求はできません。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 申請期間について失業していた。 失業とは、就職したい意思と、いつでも就職できる能力があり、積極的に就職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態をいう。</p> <p><input type="checkbox"/> 求職活動を決められた回数行った（別添求職活動申告書のとおり）。 最初の失業証明日前日までの期間は1回。ただし、給付制限期間がある場合は2回（給付制限期間が3か月の場合は3回）。 失業証明日から次の失業証明日前日までの期間は原則2回。</p>			
	申請期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
	請求額	基本手当日額	日数	
		円 ×	日 =	円
技能習得 手当	受講手当	円 ×	日 =	円
	通所手当			円
寄宿手当				円
受給口座	金融機関名			
	支店名			
	口座種別	普通預金	口座番号	
	口座名義	(カタカナ)		
<p>上記のとおり請求します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請求者氏名</p> <p>秋田県市町村総合事務組合管理者 様</p>				